

## おむつ代の医療費控除の証明を申請される方へ

- ◎ おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、介護保険の「主治医意見書」により所定の項目が確認できれば、医療機関が発行した「おむつの証明書」がなくても医療費控除の対象として認められます。
- ◎ 今年度初めておむつ代の医療費控除を受ける方は、医療機関が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。おむつ使用証明書の用紙は、介護保険課窓口にもありますので、必要な方はお申し出ください。

### 申請に必要な物

①主治医意見書確認願（立川市役所 介護保険課にあります）

②身分証明書

- \* 主治医意見書確認書の郵送を希望される方は、  
**84円切手を貼付した返信用封筒**をご準備下さい。  
→封筒には送付先のご住所とお名前もお書き下さい。

- \* 発行までに1週間ほどかかる場合があります。あらかじめご了承下さい。

- \* 申請ができるのは、本人・同居の親族及び本人を扶養している親族です。

立川市介護保険課介護認定係  
立川市泉町1156-9  
電話 042-523-2111  
(内線) 1452~1455